

## 令和3（2021）年度当初予算編成方針

〔 2（2020）. 10. 9 〕  
〔 栃 木 県 〕

### 1 本県の財政状況

本県の財政は、高齢化の進行等により医療福祉関係経費が引き続き増加しており、経常収支比率が高水準で推移している。また、令和2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県税収入が前年度に比べ減少しており、今後更に下振れする懸念もあることから、当初予算計上額を大きく下回ることが見込まれるなど、極めて厳しい状況にある。

さらに、令和2（2020）年2月に公表した中期財政収支見込みにおいても、医療福祉関係経費の増加等により、令和6（2024）年度までの各年度において、80億円台から90億円台の財源不足額が見込まれており、加えて、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、更なる財源不足の拡大も想定されることから、全庁を挙げて、行政コストの削減や歳入の確保、県有財産の適正管理と有効活用等に、継続的に取り組む必要がある。

### 2 国の動向

国では、令和3（2021）年度予算の概算要求について、基本的に前年度同額とした上で、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができるとしたところであり、その際には、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化としている。

また、年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、社会保障の充実等の平年度化に伴う前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討することとしている。

このほか、地方財政については、「新経済・財政再生計画」において、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度の基盤強化期間内の予算編成に関し、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、平成30（2018）年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

このため、今後の国の予算編成の状況や地方財政対策の具体的内容を引き続き注視していく必要がある。

### 3 予算編成方針

#### (1) 令和3（2021）年度の財政収支見込み

国の概算要求時における地方財政収支仮試算等を基に、現時点で、令和3（2021）年度の財政収支見込みについて試算を行ったところ、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県税・地方消費税清算金、地方譲与税の減が見込まれる中、地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税の増ではその減分を補えず、一方、歳出では、引き続き医療福祉関係経費の増が見込まれるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応が必要となるほか、公共施設等長寿命化関係経費の増等により、県有施設整備基金を活用してもなお約109億円の財源不足額が見込まれる。

#### (2) 令和3（2021）年度当初予算編成方針

令和3（2021）年度当初予算については、中期的な視点に立った財政運営を行うことを基本に、次期行財政改革大綱に掲げる財政健全化の取組を実行し、新型コロナウイルス感染症の今後を見据えた施策や、「とちぎ元気発信プラン」に続く次期プラン及び「とちぎ創生<sup>いちご</sup>15戦略（第2期）」に掲げる施策の積極的な推進を図るとともに、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に求められる新しい行政のあり方についても検討し、的確に対応できるよう編成していく。

このため、新型コロナウイルス感染症対応経費として所要の要求を認めるとともに、経費区分ごとに要求基準を設け、県民ニーズの検証や費用対効果等の観点から各部局の主体的な事務事業の見直しを推進し、更なる事業の選択と集中を図るほか、自主財源の確保に積極的に取り組むなど、歳入歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、必要な財源を確保しながら、できる限り財源不足額の圧縮に努め、メリハリのついた予算編成に取り組んでいく。

また、予算編成過程においては、新型コロナウイルス感染症への対応など国の予算編成の状況等を十分に把握するとともに、地方財政対策の内容を反映するなど適切に対応していく。